

DV(配偶者からの暴力)・児童虐待(子どもへの暴力)は 重大な人権侵害に当たる行為です!!

【問合わせ】子育て支援課 ☎84-0657

DV

市民一人ひとりがDVについて理解を深め、誰もが安心して暮らせるあたたかい地域づくりを目指しましょう。

DV(ドメスティックバイオレンス)とは?

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことです。配偶者暴力防止法においては、被害者を女性に限定していません。しかし、配偶者からの暴力の被害者は多くの場合女性です。

身体的暴力 殴る、蹴る、引きずりまわす、物を投げつける など

心理的暴力 大声で怒鳴る、ののしる、脅す など

性的暴力 性行為を強要する、避妊に協力しない など

経済的暴力 生活費を渡さない、働きに行かせない など

社会的暴力 行動の制限、友人に会わせない など

※子どもが夫婦間の暴力(DV)を目撃した場合は、子どもに対する心理的虐待になります。

■DVに関する相談窓口

相談機関	電話
半田市 子育て支援課	☎84-0657(直通)
愛知県女性 相談センター	☎(052) 962-2527
弁護士によるDV 専門電話相談	☎(052) 962-2528 月曜日14時~15時30分
愛知県女性相談 センター知多駐在室	☎31-0121

相談窓口

デートDVとは?
デートDVは結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のことです。最近、10代、20代の若いカップルの間でも起こり社会問題となっています。
一人でも多くの人がDV・デートDVに関する正しい知識と理解を持つことが暴力に苦しむ人への支援につながり、社会からDVを根絶していくことが可能になります。

講演会

【面前DVが与える 子どもへの深刻な 被害】

面前DVが子どもの後の人格形成、正常な発達等に与える深刻な被害について学びます。

- 日時 11月20日(月)
14時~15時30分
- 場所 半田市役所大会議室
- 対象 市民
- 講師 隠岐 美智子 氏
(フェミニストサポート
センター・東海 理事長)
- 申込み 不要(参加費無料)

まずは
相談!



女性のための相談

誰にも言えずにひとりで悩んでいませんか。まずは、専用電話へ気軽にかけください。女性の相談員があなたのお話をお聴きします。専門のカウンセラーによる面接相談(託児あり)もあります。
■相談方法(電話・面接)
専用電話 ☎②8882

催し講演会など

女性に対する暴力をなくす
運動週間(11月11日~25日)

暴力はその対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は女性の人権を侵害するもので、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。

パネル展示

- 期間 11月1日(水)~30日(木)
- 場所 半田市役所1階
市政情報コーナー